

次期行革プラン（骨子案）

次期行革プランの全体概要

1 次期行革プランの位置付け

次期基本計画の分野別計画に位置付ける各施策・事業を着実に推進していくため、市政経営の2つの基本的な考え方である「参加と協働のまちづくり」、「質の高い市民サービスの持続的な提供」を踏まえ、調布市基本構想に掲げたまちづくりの実践に当たっての3つの基本的な姿勢を柱とする、調布市における行財政改革の具体的な取組を示すもの。

2 次期行革プラン策定の背景

- 人口減少・超高齢化による担い手（労働力人口）不足が予測される。
- 子ども人口減により、更にきめ細かな教育体制が実施され業務増も予想される。
- 20年後の調布市をイメージして今後の8年でどのように取り組む。
- 市税収入をはじめとした一般財源の大幅な伸びは期待できない。
- 社会保障関係経費の増加や公共施設等の老朽化対応経費の増加など、様々な財政需要が見込まれる。
- 基本計画に位置付ける施策・事業の着実な推進を図る必要がある。
- 市民ニーズの多様化・複雑化への対応や国・東京都からの権限移譲などにより、業務量が増加し続けている。
- 多様な主体と行政による役割分担と連携に基づく行政課題の解決が求められている。
- 市の地域課題の解決に向け、他自治体との広域的な連携による対応が重要
- ICTの進展を踏まえたデジタル技術やデータの積極的な活用による市民の利便性の向上、事務の効率化の推進、地域社会のデジタル化への対応が重要
- 不確実な事象（新たな感染症や、激甚化・頻発化する自然災害等）への対応
- 新型コロナウイルスの影響により顕在化した、行政手続や職員の働き方における課題への対応が求められる。
- 長期的な展望に立った先行投資の必要性（デジタルツールの活用など）
- 女性職員を含む全ての職員の活躍推進、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた時間外勤務の縮減や多様な働き方の推進などが求められている。
- 急速な時代の変化にも迅速・的確に対応できる人材（とりわけデジタル人材）の確保・育成
- 公共施設等マネジメントの取組において重要度を踏まえ、適切な対応を図る必要がある。
- 人口動向や市民ニーズを見据えた中で、ファシリティマネジメントの視点から、資産の最適な活用を追求し、限られた経営資源の中での、効果的・効率的な運用が必要である。
- 「歳入確保」と「歳出抑制」を基本とする不断の行財政改革に取り組む必要がある。

3 次期行革プラン策定の視点

行革プラン2019（令和元年度～令和4年度）を発展的に継承するとともに、次期基本計画に位置付ける施策・事業の着実な推進に資するため、「産学官民連携の推進」，「デジタル化の推進」，「公共施設・インフラマネジメントの推進」に関する取組の強化を図る。

また、これまでと同様に、「質的な改革」と「量的な改革」を両立し、「最少の経費で最大の効果」を目指していく。

4 次期行革プランの計画期間及び体系

次期行革プランの計画期間は、後期基本計画と同様に2023年度から2026年度までの4年間とする。次期行革プランの体系は、「3つの柱・6つの方針」とそれらに連なる「個別プラン」で構成する。

年度	和暦 (西暦)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)
基本構想		基本構想（令和4年12月議決・策定）							
基本計画		前期基本計画				後期基本計画			
		次期行革プラン							

3つの柱・6つの方針・37のプラン

<第1の柱> 市民が主役のまちづくり

方針1 共創のまちづくりの実践（6プラン）

<第2の柱> 市民のための市役所づくり

方針2 行政のデジタル化推進（4プラン） ※再掲プラン（2プラン）含む

方針3 効率的な組織体制の整備（12プラン）

方針4 人材の確保・育成（3プラン）

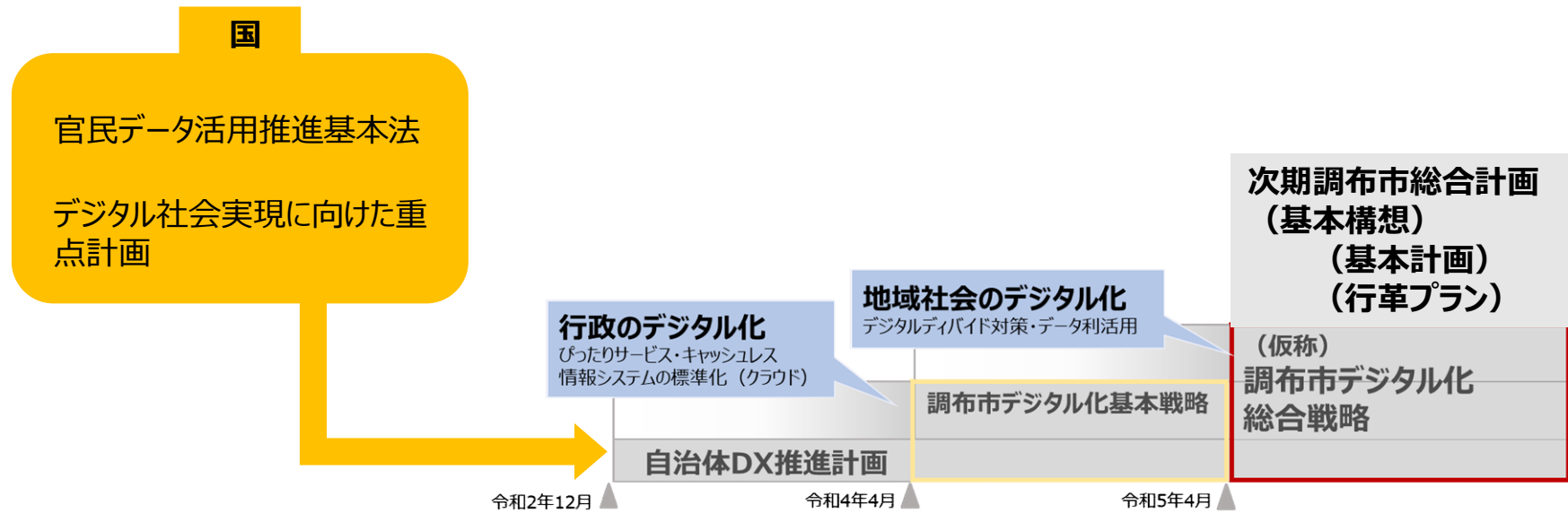
<第3の柱> 計画的な行政の推進

方針5 計画行政の推進（6プラン）

方針6 公共資産の最適化（ファシリティマネジメント）（8プラン）

(仮称) 調布市デジタル化総合戦略の位置づけ

誰一人取り残されない，人に優しいデジタル化の実現



基本的な考え方・戦略期間・推進体制

・デジタルの活用で一人ひとりの幸せを実現させる地域社会

3つの視点

①	市民サービスのデジタル化 →どこでも市役所の実現	行政のデジタル化
②	行政内部のデジタル化 →デジタルツールを使いこなせ	
③	地域社会のデジタル化 →誰もが必要な時に必要な情報を活用できる	

6つの目標

- ・市民の利便性向上
- ・業務の効率化
- ・IT（デジタル）人材育成
- ・安全安心の確保
- ・データ利活用
- ・デジタルディバイド対策

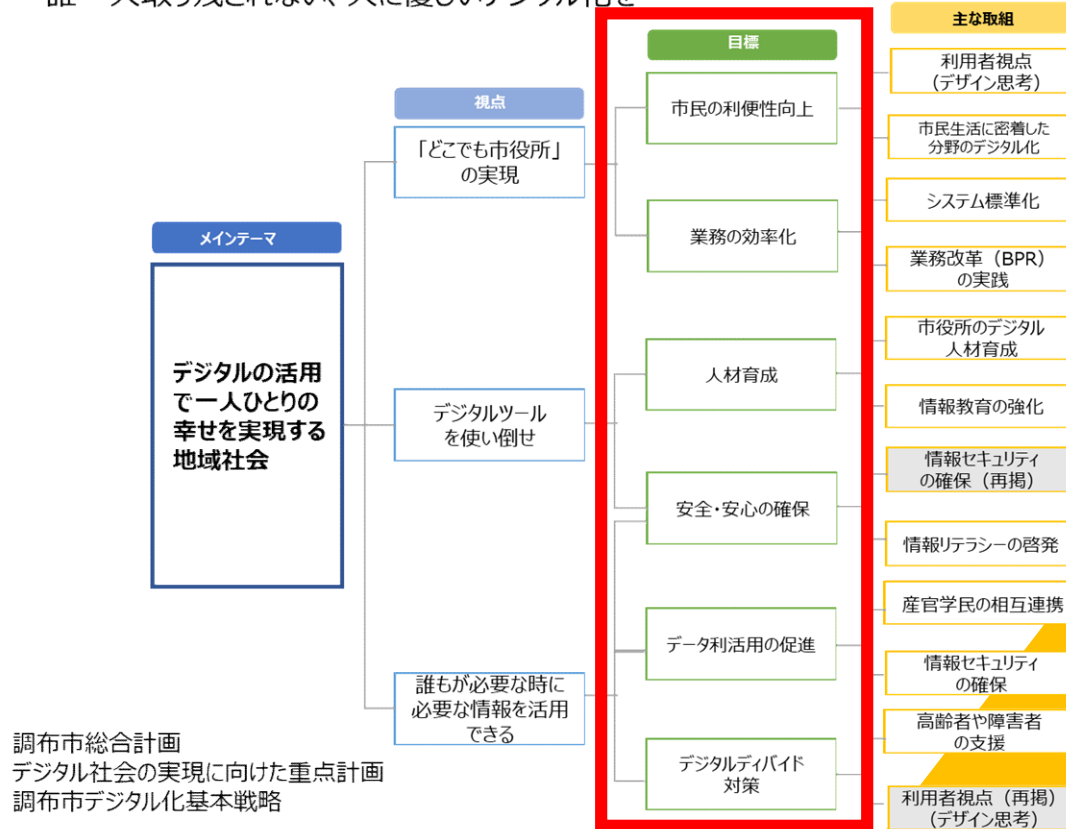
ポイント

- ・デジタル化基本戦略を引き継ぐ
- ・地域社会のデジタル化の重要な要素を加える

令和8年度を目途にデジタル技術を活用した市民参加の仕組みづくり
を目指しデジタル行政推進本部を中心に取組を実施していく

総合戦略概要 検討イメージ

誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化を



方針1 共創のまちづくりの実践

1 取組の視点

様々な参加と協働の仕組みを活用しつつ、実践を踏まえた運用改善を継続しながら、市民や市民活動団体、民間事業者等といった多様な主体との連携を図る中で、多様な主体と行政の適切な役割分担の下、参加と協働による共創のまちづくりを一層発展させていくとともに、持続的な社会課題の解決に向け、産学官民が知見や特性を活かし、連携・協働した取組を進めていく。

2 現状と主な課題

- 社会状況の変化に伴い多様化・複雑化する市民ニーズにきめ細かく対応していくためには、市民や地域コミュニティ、各種団体等の多様な主体の自主的な活動の促進を図りつつ、民間企業や大学等の知見や技術、ノウハウも活かしながら、市を取り巻くあらゆる主体と行政が知恵を出し合い、公共を担うという共創によるまちづくりを進めることが重要な取組の一つとなっている。
- 市では、市政経営の基本的な考え方の一つに参加と協働のまちづくりを据え、市政・まちづくりを推進しているところである。その中で、平成16年11月に市民参加と協働に関する基本的なルールとして「調布市市民参加プログラム」を定めるとともに、「市民参加手続ガイドライン」、「協働推進ガイドブック」を作成し、市民参加と協働に関する理解を深めながら、その一層の推進に取り組んできたところである。
- 今後も、「調布市パブリック・コメント手続条例」や「調布市審議会等の会議の公開に関する条例」の適切な運用に努めるとともに、コロナ禍の社会情勢の変化を捉えた市民参加プログラムの見直しを行い、市民参加手法全般における運用改善や創意工夫に継続して取り組みながら、参加と協働のまちづくりを推進していく必要がある。
- 高齢化やコロナ禍等の社会環境の変化などを踏まえ、地域のつながりや連帯感を持つことができるコミュニティの醸成を目指した環境整備や、施設運営の見直しのほか、地域コミュニティの在り方等を検討する必要がある。
- 参加と協働の前提として、情報の発信・共有化が重要であることから、様々な広報メディアを活用しつつ、市民ニーズやデジタル化進展などの社会状況に即したより効果的な情報提供・発信に取り組む必要がある。また、個人情報の不適切な取扱い事案やデジタル化の進展を踏まえ、適切な公文書の管理及び在り方の検討、オープンデータ化を進める必要がある。

3 次期行革プランにおける主な取組のポイント

- 市民参加・協働の実践を踏まえ、幅広い意見の把握や、多様な主体との連携につながる工夫や運用改善に努める中で、市民参加プログラムの見直しや創意工夫を図り、参加と協働による共創のまちづくりを一層推進する。また、地域課題の解決に向け、産学官連携によるスマートシティ協議会や、市民の手によるデジタル技術を活用した協働の取組であるシビックテック等を推進する。
- 調布地域情報化推進協議会の活動支援などを通じた、多様な主体と連携した地域情報化を推進する。
- ふれあいの家の管理運営を担っている運営委員会の現状を踏まえ、今後のふれあいの家の運営方法の在り方について検討するとともに、ふじみ交流プラザの更なる活用に向けた検討（多世代交流や地域交流の場としての機能創出）を行う。
- 市ホームページのリニューアルに向けた準備を進めるとともに、市政情報や調布のまちの魅力について、多様な広報メディアの戦略的活用（メディアミックス）やSNS等を活用し、多くの市民に対して効果的な情報提供、魅力発信を行う。
- 適正な公文書管理事務を遂行するとともに、効率的な事務処理の視点から公文書管理のデジタル化を図る。

行革プラン2019			次期行革プランの個別プラン（案）		
方針1 参加と協働のまちづくりの実践			方針1 共創のまちづくりの実践 <名称変更>		
基本的取組1-1 参加と協働のまちづくりの実践			基本的取組1-1 共創のまちづくりの推進 <名称変更>		
1	市民参加と多様な主体との連携・協働の推進	企画経営課、協働推進課、デジタル行政推進課、関係各課	1	市民参加と協働の推進	企画経営課、協働推進課、関係各課 名称変更
基本的取組1-2 参加と協働の推進のための環境整備			基本的取組1-2 共創の推進のための環境整備 <名称変更>		
2	市民活動・地域コミュニティ活動に関する支援の推進	協働推進課	2	市の課題解決に向けた多様な主体との連携による各種取組の推進	企画経営課・デジタル行政推進課・関係各課 新規
3	コミュニティ施設の在り方検討	協働推進課	3	市民活動・地域コミュニティ活動に関する支援の推進	協働推進課 一部内容拡充
基本的取組1-3 市政情報の積極的な提供			基本的取組1-3 市政情報の積極的な提供		
4	積極的な市政情報の提供	広報課、総務課	4	コミュニティ施設等の管理・在り方検討	協働推進課・高齢者支援室・企画経営課
5	適正な公文書管理の推進	総務課	5	積極的な市政情報の発信	広報課 名称変更
			6	適正な公文書管理・公文書のデジタル化推進	総務課、関係各課 名称変更

方針2 行政のデジタル化推進

NEW

1 取組の視点

コロナ禍による生活様式の変化に伴うデジタル化の急速な進展や、国が自治体デジタルトランスフォーメーション（DX）推進計画において示した考え方に基づき、デジタル技術やデータを積極的に活用し、デジタルディバイド対策にも十分に配慮しながら、市民の利便性を向上させるとともに、事務の効率化を図っていく。

2 現状と主な課題

- 行政手続のオンライン化や非対面式での行政サービスの提供など、新型コロナウイルス感染症を契機とした社会変容に対して、迅速かつ的確に対応する必要がある。
- 市議会でのペーパーレス化の取組（議会改革）と連携し、タブレット端末及びペーパーレス会議システムを導入し取組を推進した。引き続き、庁内会議等におけるペーパーレス化の更なる取組が必要である。
- 既存システムの更改や手続きのオンライン化等、行政のデジタル化に関して、市民サービスの向上や事務の効率化、職員のデジタル化に関する知識・スキルの向上などを図ることを目的に、専門的知見を有するデジタル行政推進アドバイザーを活用している。
- 市民ニーズが複雑化・多様化する中では、現行業務内容の分析・検証、業務プロセスの見直しを行い、内部事務にはAI、RPA等のデジタル技術を積極的に活用することで、企画立案業務・相談業務・専門業務に専念できる環境を整える必要がある。
- マイナンバー制度の活用については、行政機関間における情報連携の安定的な運用を実施するとともに、各種証明書のコンビニ交付のほか、ぴったりサービスの活用を推進し、市民サービスの向上及び事務の効率化の観点から更なる取組を進めていく必要がある。
- システムの標準化・共通化の対応として、基幹系20業務システムについて、国の標準仕様に準拠したシステムへの移行準備を行う必要がある。
- デジタル化の推進に当たっては、デジタルディバイド対策に十分に配慮する必要がある。

3 次期行革プランにおける主な取組のポイント

- 市民サービスのデジタル化、行政内部のデジタル化、地域社会のデジタル化の3つの視点から成る「（仮称）調布市デジタル化総合戦略」に基づく取組を確実に推進する（※地域社会のデジタル化は、方針1に基づく内容）
- 「どこでも市役所」を目指し、市民にとって使いやすいサービスを設計し、デジタルファースト、ワンスオンリー、コネクテッドダウンストップなど、デジタル化の基本原則のもと、利用者が来庁することなく行政サービスを完結できるシステムを構築する。
- 将来の担い手不足への準備に、AI等ICT先進技術の積極的な活用が必要である。
- 内部事務の効率化に向けて、デジタル技術の活用を念頭に置いたBPRの手法を用いた取組を検討する。
- 事務の効率化の観点から、令和7年度末までにシステム標準化・共通化への対応を適切に実施する。
- モバイルワーク推進による市民サービス向上・事務の効率化に向けた環境を整備する。
- マイナンバーを活用した市民サービスの向上を図るため、マイナンバーカードの取得促進とあわせて、ぴったりサービスの活用や諸証明のコンビニ交付促進、図書館カード等での活用を検討する。
- これらの取組の前提として、情報セキュリティの確保や、デジタルツールを使いこなすデジタル人材の確保・育成とともに、多様な主体と連携したデジタルディバイド対策が重要となる。

行革プラン2019			次期行革プランの個別プラン(案)			
方針2 効率的な組織体制の整備			方針2 行政のデジタル化推進 <新規>			
基本的取組2-1 効率的で機能的な組織・システムづくり			基本的取組2-1 デジタル化による行政手続における利便性の向上			
8	行政のデジタル化の推進	デジタル行政推進課	7	行政手続のデジタル化による「どこでも市役所」実現に向けた取組の推進	デジタル行政推進課, 企画経営課, 図書館, 関係各課	新規
9	事務の簡素化・効率化の推進	企画経営課, 関係各課	-	積極的な市政情報の発信 【再掲】	広報課	
			-	適正な公文書管理・公文書のデジタル化の在り方検討 【再掲】	総務課, 関係各課	
			基本的取組2-2 デジタル化による事務の効率化			
			8	デジタル技術の活用による行政の効率化の推進	企画経営課・デジタル行政推進課, 関係各課	名称変更

方針3 効率的な組織体制の整備

1 取組の視点

市民のための市役所を実現するため、市民満足度を高める質の高い市民サービスを効果的・効率的かつ安定的に提供することができるよう、行政のデジタル化や費用対効果なども踏まえた民間活力の活用を検討する。また、急速な時代の変化や不測の事態にも迅速かつ柔軟に対応できる組織体制づくりのほか、広域的な行政課題等にも対応するため、他自治体との連携・協力による適切な市民サービスの提供や行政の効率化を進める。

2 現状と主な課題

- 人口減少社会におけるサービスの担い手不足を見据え、簡素で効率的な組織体制づくりを目指して、職員の適材適所の配置と定数管理に継続して取り組むとともに、任期付職員など多様な雇用形態に基づく人材の効果的な活用のほか、庁内における組織横断的な連携の推進などに取り組んでいる。今後は、多様化・複雑化する市民ニーズや、デジタル化への対応など、変化の激しい時代に組織として発展していくための体制整備が必要となる。
- 行政の代行・補完機能を有する市の監理団体における組織の活性化を促しながら、市との連携を強化することで、増大する行政需要に効果的・効率的に対応してきた。引き続き、一層の効率的・効果的な団体運営のため、組織の活性化に向けた取組を実施する必要がある。
- 質の高い市民サービスの提供や、災害対応などの広域的な行政課題への対応においては、近隣をはじめとする他自治体との連携や市内をはじめとする民間事業者等との連携にも取り組んでいる。
- 質の高い市民サービスの継続的な提供や行政の効率化を図るため、引き続き、費用対効果を踏まえた積極的な民間活力の活用に取り組むとともに、市庁舎の窓口業務の機能改善や狭あい化対策等にも取り組む必要がある。
- 風水害・震災をはじめとした自然災害の発生時における対応能力向上や、重大な感染症の発生時における適切な対応を確保するため、事業継続計画（BCP）に基づく各種取組の推進や職員の意識啓発等の取組とともに、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた適切な対応について、継続して取り組む必要がある。
- 地方自治法においては、地方公共団体における事務の適正な管理及び執行を確保し、不適正な事案を防止するための体制整備が求められており、当該趣旨を踏まえ、地方自治法上の義務の有無に関わらず、行政内部のルールに基づく対応の徹底や、業務上の様々なリスクの管理に向けた取組を推進していく必要がある。

3 次期行革プランにおける主な取組のポイント

- 行政のデジタル化へ迅速かつ的確に対応するための組織人員体制の強化を図るとともに、変化の激しい時代に組織として対応していくため、アジャイル手法導入のための試行的取組について検討を行う。
- 一層の効率的・効果的な団体運営のため、一部の監理団体等の在り方について検討が必要である。
- 他の自治体との連携による市民サービスの向上や防災力の向上のため、他自治体との広域連携（遠隔地等との防災協定、近隣自治体との連携、多摩川流域自治体連携、木島平村との交流事業、その他多摩地域での連携）の推進を図る。
- 市庁舎の機能改善に向け、市民の利便性向上を目的としてワンストップ窓口の実施も含めた検討を行うとともに、立体駐車場跡地の活用やフリーアドレス化の検討を含めた狭あい化対策（増築・レイアウト変更）を推進する。
- 自然災害や感染症のまん延等の不確実な事象に迅速かつ柔軟に対応できる体制の備えや、業務上の様々なリスクへの適切な対応を図ることで、市民に信頼される市政を推進する。

行革プラン2019			次期行革プランの個別プラン(案)			
方針2 効率的な組織体制の整備			方針3 効率的な組織体制の整備			
基本的取組2-1 効率的で機能的な組織・システムづくり			基本的取組3-1 効率的で機能的な組織・システムづくり			
6	組織体制の整備	企画経営課, 関係各課	9	組織体制の整備	企画経営課, 関係各課	一部内容拡充
7	監理団体の活用・連携の強化	企画経営課, 関係各課	10	監理団体等の活用・連携の強化	企画経営課, 文化生涯学習課, 郷土博物館, 関係各課	一部内容拡充
基本的取組2-2 市民サービス提供主体の見直し			基本的取組3-2 市民サービス提供主体の見直し			
10	民間活力の活用	企画経営課, 関係各課	11	市庁舎の窓口手続きのワンストップ化及び狭あい化対策, 機能改善の取組推進	企画経営課, デジタル行政推進課, 管財課, 関係各課	新規
11	公立保育園における民間活力の活用	子ども政策課, 保育課	12	民間活力の活用	企画経営課, 関係各課	
12	児童館における民間活力の活用	児童青少年課	13	公立保育園における民間活力の活用	子ども政策課, 保育課	
13	学校給食調理業務における民間活力の活用	学務課	14	児童館における民間活力の活用	児童青少年課	
14	窓口サービス及び内部事務における民間活力の活用	企画経営課, 関係各課	15	学校給食調理業務等の民間活力の活用	学務課	
15	指定管理者制度の活用	企画経営課, 関係各課	16	指定管理者制度の活用	企画経営課, 関係各課	
16	マイナンバー制度の適切な運用	企画経営課, 総務課, デジタル行政推進課, 市民課, 関係各課	17	他自治体との連携によるサービス向上	企画経営課, 関係各課	新規
基本的取組2-3 市民に信頼される市政の推進			基本的取組3-3 市民に信頼される市政の推進			
17	災害対応能力の向上	総合防災安全課	18	自然災害における災害対応能力の向上	総合防災安全課, 関係各課	名称変更
18	新型インフルエンザ等への対応	健康推進課	19	感染症への対応	健康推進課, 関係各課	名称変更
19	業務上のリスクへの対応	法制課, 会計課, 企画経営課, 関係各課	20	業務上のリスクへの対応	法制課, 会計課, 企画経営課, 関係各課	
20	多様な契約手法の検討・活用	契約課				

方針4 人材の確保・育成

1 取組の視点

全ての職員が能力を十分に発揮し、市政の担い手として意欲を持って職務に取り組むことができ、多様化・複雑化する市民ニーズや様々な法改正、変化の激しい時代において適切に対応を図ることができるよう、これからのまちづくりに必要な人材の確保と育成を図る。このため、全ての職員が活躍できる職場環境づくりを進める。

2 現状と主な課題

- 生産年齢人口の減少が見込まれる中で、市民ニーズを的確に捉え、市政を推進する人材を確保していく必要がある。
- 多様化・複雑化する市民ニーズにきめ細かく対応していくため、職員は常に行政課題の本質を捉えながら、新たな課題に対して的確に取り組む必要がある。
- 市では、「第2期調布市人材育成基本方針」や「調布市特定事業主行動計画」等に基づき、職員の職務能力や職務意識の向上、ワーク・ライフ・バランスを実現できる職場環境づくりなどを通じて、市政の担い手となる人材の確保・育成に取り組んできた。
- 簡素で効率的な組織体制づくりを進めてきた中で、管理職や若手職員の早期育成が継続的な課題となっている。
- 市政を取り巻く状況が変化中、法改正や制度改革への対応のほか、デジタル技術の活用など専門性の高い職務に適切に対応できる人材の必要性が高まっており、引き続き、専門性を有する人材の確保・育成に努めていく必要がある。
- 職員一人一人が仕事にやりがいを持って職務を遂行し、期待される役割を的確に果たすためには、引き続き、職員の職務意欲を喚起することと併せて、ワーク・ライフ・バランスを実現し、女性職員の活躍推進も含め、誰もが活躍でき、安心して働き続けられる職場環境づくりを進めていく必要がある。
- 令和5年度から導入される定年延長制度の適切な運用に努め、高齢期の職員が持つ豊富な知識・技術、経験等について、最大限の活用を図っていく必要がある。
- 職員における法令等に関する基礎的知識の習得、法令等の解釈・運用能力の向上のほか、条例等の立案能力の向上を図る必要がある。

3 次期行革プランにおける主な取組のポイント

- コロナ禍を契機とした働き方改革や、仕事の進め方等、急速な時代の変化にも迅速・的確に対応できる人材の確保・育成を推進する。とりわけ、デジタル人材等の高度な専門性を有する人材の確保・活用を推進する必要がある。
- 次期「調布市人材育成基本方針」や「調布市特定事業主行動計画」に基づく各種取組を確実に推進する必要がある。
- 行政のデジタル化へ迅速かつ的確に対応するための組織体制の強化を図るとともに、変化の激しい時代に組織として発展していくため、アジャイル手法導入のための試行的取組について検討を行う（再掲）。
- 時間外勤務の縮減や多様な働き方の推進によるワーク・ライフ・バランス実現に向けた取組と、だれもが活躍できる職場環境づくりが必要である。
- 女性職員も含めた多様な視点を市政経営に反映させるため、管理職及び職場ごとの職員配置の男女バランスに配慮するとともに、女性職員が政策決定できる機会の拡充を図る取組が必要である。

行革プラン2019			次期行革プランの個別プラン(案)		
方針3 人材の確保・育成			方針4 人材の確保・育成		
基本的取組3-1 人材の確保・育成と意欲の向上			基本的取組4-1 人材の確保・育成と意欲の向上		
21	人材の確保とやりがいや意欲を高める仕組みづくり	人事課	21	人材の確保と育成の推進	人事課, デジタル行政推進課, 関係各課
22	人材育成基本方針に基づく研修の推進	人事課	22	政策法務能力の向上	法制課
23	政策法務能力の向上	法制課			
基本的取組3-2 誰もが活躍できる職場環境づくり			基本的取組4-2 誰もが活躍できる職場環境づくり		
24	ワーク・ライフ・バランスの実現と誰もが活躍できる職場環境づくりの推進	人事課	23	ワーク・ライフ・バランスの実現と誰もが活躍できる職場環境づくりの推進	人事課, デジタル行政推進課
9	事務の簡素化・効率化の推進【再掲】	企画経営課, 関係各課			

方針5 計画行政の推進

1 取組の視点

将来にわたり、質の高い市民サービスを持続的に提供していくため、計画（Plan）－実施（Do）－評価（Check）－改善・見直し（Action）のマネジメントサイクルにより、限られた経営資源を計画的かつ効果的・効率的に活用し、計画・行財政改革・予算が一体となった行財政運営を推進する。

財政の健全性維持に関しては、今後も厳しい財政状況が見込まれる中、返礼品付きふるさと納税やクラウドファンディング等を活用した寄附等による財源確保などに努めるほか、事務事業等の見直し、改善の取組を通じた経常経費縮減に取り組む。

2 現状と主な課題

- 行政評価を活用し、毎年度、基本計画に位置付けた施策・事業を中心とした振り返り評価を行い、不断の見直し、改善を図りながら、取組の進行管理や推進に努めている。
- 基本計画に位置付ける、各施策・事業を着実に推進するため、今後も、計画・行革・予算が一体となった取組を推進するとともに、行政評価のより効果的な活用も視野にPDCAマネジメントサイクルによる行財政運営を推進する必要がある。
- 市の財政の健全性は維持されているものの、今後の先行きが不透明であることを踏まえ、返礼品付きふるさと納税やクラウドファンディング等を活用した寄附などの様々な角度からの財源確保と、創意工夫に基づく経費縮減による見直し・改善に継続的に取り組み、健全な財政運営に努める必要がある。
- 一般会計からの繰入金を抑える等、国民健康保険事業特別会計の健全化に引き続き取り組む必要がある。

3 次期行革プランにおける主な取組のポイント

- 質の高い市民サービスの持続的な提供を推進するため、「選択と集中」を図りながら、限られた経営資源を計画的かつ効果的・効率的に活用し、計画・行革・予算が一体となった行財政運営を推進する。
- 健全な財政運営を図る観点から、市税等の適切かつ効果的・効率的な収納事務の推進、ふるさと納税制度やクラウドファンディング等を活用した積極的な財源確保に取り組む。
- 併せて、持続的な財政運営に向けて、事業の必要性の検証や、民間活力、デジタル技術の活用の視点を持ちながら、継続的に経常経費の縮減に取り組む。
- 国民健康保険事業特別会計について、引き続き、給付・医療費の適正化や、国保税収納率の向上と併せて、国保税率の定期的な改定を行うことにより適正化に取り組む。

行革プラン2019			次期行革プランの個別プラン(案)			
方針4 計画行政の推進			方針5 計画行政の推進			
基本的取組4-1 PDCAマネジメントサイクルによる行財政運営			基本的取組5-1 PDCAマネジメントサイクルによる行財政運営			
25	PDCAマネジメントサイクルによる行財政運営	企画経営課	24	PDCAマネジメントサイクルによる行財政運営	企画経営課, 財政課	旧25, 26, 35を統合
26	補助金と受益者負担の適正化	財政課, 企画経営課	基本的取組5-2 健全な財政運営			
27	行財政改革推進会議の活用	企画経営課	25	財政規律ガイドラインに基づく財政運営	財政課	
基本的取組4-2 健全な財政運営			26	事務事業等の見直し, 改善による経常経費の縮減	企画経営課, 財政課	
28	財政規律ガイドラインに基づく財政運営	財政課	27	積極的な財源の確保と財政負担の抑制	財政課, 企画経営課, 管財課, 関係各課	一部内容拡充
29	事務事業等の見直し, 改善による経常経費の縮減	企画経営課, 財政課	28	市税・国民健康保険税収納率の維持・向上	納税課	旧32, 33を統合
30	積極的な財源の確保と財政負担の抑制	財政課, 関係各課	29	国民健康保険事業特別会計の健全化	保険年金課	一部内容拡充
31	普通財産の有効活用・処分	管財課, 道路管理課				
32	市税収納率の維持・向上	納税課				
33	国民健康保険税収納率の維持・向上	保険年金課				
34	給付・医療費の適正化	保険年金課				
35	債権管理の推進	財政課, 法制課, 関係各課				

方針6 公共資産の最適化（ファシリティマネジメント）

NEW

1 取組の視点

市が保有する公共施設及びインフラの老朽化に対応し、長期にわたり安全に安心して利用できるよう、計画的な維持保全・更新に取り組むとともに、民間活力の活用を含めたサービスとコストの最適化を図る。併せて、その他の公共資産の最有効活用にも取り組み、限られた経営資源の効果的・効率的な運用を図る。

2 現状と主な課題

- 「調布市公共施設等総合管理計画」における基本方針に基づき、公共施設及びインフラの適切かつ計画的な維持保全に取り組んでいる。
- 老朽化が進行している公共施設等については、施設の適切な維持保全と併せて、それぞれの施設の機能や状態のほか、有効活用といった視点などを総合的に考慮する中で、経費縮減や負担の平準化、民間活力の活用などの視点も含めて、多角的に検討する必要がある。
- グリーンホールについて、老朽化やバリアフリーなど施設を取り巻く現状や課題を踏まえ、建替えに向けた取組を進める必要がある。
- 総合福祉センターの移転に向け、利用者の意見を伺いながら、機能や設備に加え、調布駅周辺の福祉機能等についても検討する必要がある。
- 「調布市学校施設整備方針」の基本的な考え方に基づく学校整備に取り組んでいる。若葉小学校・第四中学校・図書館若葉分館の施設一体型整備については、令和3年度に策定した基本構想を基に、基本計画の策定及びPFI導入に向けた検討を行う必要がある。
- 市庁舎については狭あい化対策に取り組むとともに、将来的な更新に向け、現行プランにも位置付け、現時点での最有力地である現在の市庁舎敷地における整備手法の検討に取り組んでいる。
- 老朽化が進行し、猛暑による使用制限がある市民プールについて、在り方を検討する必要がある。
- 普通財産の総量の縮減に努めるとともに、有償による貸付けや売払い及び行政財産としての活用を推進する必要がある。
- その他の公共資産についても社会状況の変化などにあわせて、総量の見直しを図る必要がある。

3 次期行革プランにおける主な取組のポイント

- 市が保有する資産について、人口動向や市民ニーズの変化を的確に捉えつつ、ファシリティマネジメントの視点から、資産の最適な活用を追求し、限られた経営資源の中で、効果的・効率的な運用や見直しに努めるとともに、ファシリティの活用による新たな価値の創出に向け、体制整備を含めた検討を進める。
- 老朽化が進む既存の公共施設やインフラについては、長期にわたり安全・安心して使用できるよう、民間活力を活用したサービスとコストの最適化を図りつつ、計画的な維持保全・更新に取り組む。
- グリーンホールの整備に向けては、調布駅前広場に隣接した立地や多彩な文化資源を最大限生かし、調布のまちの価値を高める施設となるよう整備を進める。
- 総合福祉センターの移転については、地域共生社会の充実に向け、総合的な福祉の拠点となるよう整備を進める。
- 市庁舎については、機能改善に向け、市民の利便性向上を目的としてワンストップ窓口の実施も含めた検討を行うとともに、立体駐車場跡地の活用やフリーアドレス化の検討を含めた狭あい化対策（増築・レイアウト変更）を推進する。（再掲）。
- 学級編制標準の引き下げに伴う新たな不足教室の発生等、喫緊の課題がある学校について具体的な取組を検討する。
- 市が所有する普通財産（土地・赤道・水路など）について、適切な管理を行うとともに、売払いや貸付けを通じた自主財源の確保に努める。
- 市民プールの老朽化や開設状況の現状を踏まえ、多摩川市域エリアにおけるスポーツ施設の在り方を検討する。

行革プラン2019		次期行革プランの個別プラン(案)		
方針4 計画行政の推進		方針6 公共資産の最適化(ファシリティマネジメント) <新規>		
基本的取組4-3 公共施設等マネジメントの推進		基本的取組6-1 ファシリティマネジメントの推進		
36	公共施設マネジメントの推進	公共施設マネジメント担当、管轄課、企画経営課、関係各課		
37	インフラマネジメントの推進	緑と公園課、下水道課、道路管理課、公共施設マネジメント担当、企画経営課		
38	市庁舎の長寿命化等と将来的な更新の検討	管財課、公共施設マネジメント担当、企画経営課		
39	グリーンホール及び総合福祉センターの在り方検討、整備の推進	文化生涯学習課、福祉総務課、公共施設マネジメント担当、企画経営課		
40	学校施設における長寿命化等の推進	教育総務課、公共施設マネジメント担当、企画経営課		
41	官民連携手法によるクリーンセンター跡地活用の推進	企画経営課、高齢者支援室、公共施設マネジメント担当		
30	公共施設マネジメントの推進	企画経営課、管轄課、関係各課	一部内容拡充	
31	市有財産の最適化	管財課、企画経営課、道路管理課、関係各課	名称変更	
32	インフラマネジメントの推進	緑と公園課、下水道課、道路管理課、企画経営課		
33	市庁舎の長寿命化等と将来的な更新の検討	管財課、企画経営課、関係各課		
34	総合福祉センターの整備の推進	福祉総務課、企画経営課		
35	グリーンホールの整備の推進	文化生涯学習課、企画経営課		
36	学校施設の建替え及び長寿命化の推進	教育総務課、企画経営課	名称変更	
37	スポーツ施設の在り方の検討とその結果を踏まえた整備の推進	スポーツ振興課、企画経営課、関係各課	新規	